

# 構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法

## ① 床面及び周囲

	構造等		点検	
	基準ランク	点検を行う事項	点検の回数	
施設本体が設置される床面及び周囲	A基準 (規則第8条の3)	<p>次の各号のいずれかに適合するものであることとする</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。</p> <p>・有害物質の種類に応じ、以下の樹脂を例示。 揮発性有機化合物→フラン樹脂、酸性物質→フラン樹脂・ビニルエステル樹脂・不飽和ポリエステル樹脂、アルカリ性物質→フラン樹脂・ビニルエステル樹脂・不飽和ポリエステル樹脂・エポキシ樹脂</p> <p>・床面に傾斜をつけ、想定される流出量分の有害物質を含む水が溝に集まり、排水溝に流出させる構造 ・流出防止の強度が期待できる異なる材質の受け皿等 ・地下室壁面が防液堤の役割を果たすことができる 等</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>目視等による点検を実施</p> <p>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p> <p>1年に1回以上</p>	1年に1回以上
		<p>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</p> <p>1年に1回以上</p>	1年に1回以上	
	A基準 (規則第9条の2の2)	<p>講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数</p> <p>点検の頻度:1週間~1月に1回以上</p>		
	A基準 (規則別表第1)	<p>床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無</p> <p>1月に1回以上</p>		
B基準 (規則附則第3条第1項)	<p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。 イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p> <p>二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。</p> <p>漏えい等を検知するための設備の適切な配置 → 設備の近傍で有害物質を含む水を検知できる設備。採水のための検査管又は観測井、ガス採取管、検知用のセンサー(土壌水分計等)等。</p> <p>施設の下部が接する床面以外の、床面及び周囲には新設A基準を適用。床面は基準なし。</p>	<p>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p> <p>1年に1回以上</p> <p>可能な範囲で規定への対応を検討した上で、代表的な部位(脆弱性の大きな箇所等)の点検により全体の構造の適合性を推測(目視、カメラ、ファイバースコープ)する方法、適切な更新等の計画的な維持管理を行う方法を組み合わせる。補完的措置として、定期的な地下水質(対象有害物質)の分析を行うための観測井の設置。</p>	1年に1回以上	
	<p>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</p> <p>1年に1回以上</p>	1年に1回以上		
C基準	<p>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p> <p>1月に1回以上</p>			

② 施設本体

	構造等			点検		
	基準ランク			基準ランク	点検を行う事項	点検の回数
施設本体	A～C 基準		設定なし	A～C 基準 (規則 別表第1)	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			設定なし		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	(B基準)		設定なし	(B基準) (規則附則 第3条第2 項)	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			設定なし		施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合に於ては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

目視等による点検を実施。  
施設の一部で目視等による点検ができない場合は、施設本体に漏えい防止の構造がとられている場合に、施設本体からの漏えいの点検(湛水による水位変動の確認等)を年1回以上行う方法、代表的な部位の点検及び更新等の適正な維持管理により目視できない部位の状態を推測する方法等により点検することが考えられる。

規則附則第3条第1項の場合のみ適用

③ 配管等(配管、継手類、フランジ類、バルブ及びポンプ設備)

構造等		点検		
		基準ランク	点検を行う事項	点検の回数
配管等を地上に設置する場合	A基準 (規則第8条の4)	<p>次のイ又は口のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。                      (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。                      (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。                      (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること</p>	<p>圧力(内圧、外圧)に耐えうる材質・構造。継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備も使用に耐える強度。配管のずれ等にも耐えるもの。接合部は接合状態の強化だけでなく、外力を分散させる構造も考えられる。ポンプ設備等により配管等で内部の圧力が上がる部位は十分注意。</p>	<p>1年に1回以上</p>
		<p>地上部分の配管については外面の腐食防止のため塗装する必要がある。</p>	<p>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</p>	<p>通常想定する配管の使用期間の間に劣化しないこと。有害物質や酸、アルカリに耐性がある材質が採用されていること。</p>
配管等を地下に設置する場合	A基準 (規則第8条の4)	<p>次のイ又は口のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。                      (1) トレンチの中に設置されていること。                      (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること</p>	<p>目視等による点検を実施。配管被覆や保護管等による二重構造の場合、外側部分の異常の有無及び漏えいの確認を行い、必要な場合に、有害物質を含む水が流れる部位の点検を行う。                      ・断熱材等の被覆がなされている場合、断熱材の亀裂、損傷等の確認を行う。また、断熱材の継ぎ目等で漏えいを確認できる部位をあらかじめ設定し、そこで漏えい等の点検を行い、漏えいがある場合、配管本体を確認する。さらに断熱材交換時配管本体の確認を行うことが望ましい。                      ・気密状態の試験や湛水試験等の採用も可能。</p>	<p>1年に1回以上</p>
		<p>不透透性については、「床面及び周囲の構造」のA基準の考え方(P. 1)と同じ。</p>	<p>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</p>	<p>1年に1回以上</p>
配管等	A基準 (規則第8条の4)	<p>次のイ又は口のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。                      (1) トレンチの中に設置されていること。                      (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること</p>	<p>貯蔵施設や配管等にガス圧を加え、漏えいによる圧力の低下をマンメーターや差圧計で測定する方法、簡易法として、接合部等に石けん水を塗り発泡の有無を目視確認する方法。                      ・消防法では、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法等あり                      ・これらの方法は、併せて点検対象区画閉鎖のためバルブ等の設備が必要。</p>	<p>1年(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の3に規定する地下埋設配管であつて消防法(昭和23年法律第186号)第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の濃度等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月)に1回以上行う場合にあつては、3年)に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p>
		<p>・湛水が可能な区間は、液体を充填等して湛水し、一定時間静置した後、漏えいによる水位低下の有無を水位計等により測定する方法。                      ・この場合、配管等では一部閉鎖するためのバルブ等の設備が必要。</p> <p>・専用のトレンチを設置できない場合に雨水専用のU字溝の空きスペースに配管を配置する方法や、トレンチと一体となっていないが、浸透防止できる受け皿様のものを設ける方法                      ・埋設配管に関しては、保護管(さや管)を設置し二重構造とするときに、必要に応じ、配管からの漏えいを確認できる構造とする 等</p>	<p>配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>点検の頻度: 1週間~1月に1回以上</p>
配管等	A基準 (規則第9条の2の2)	<p>イ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数</p>	<p>点検の頻度: 1週間~1月に1回以上</p>

配管等	B基準 (規則附則第4条第1項)	配管等を地上に設置する場合	<p>次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>二 有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p>	B基準 (規則附則第4条第2項)	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
		配管等を地下に設置する場合	<p>① 漏えい等を検知するための設備の適切な配置による有無の確認 → 検査管又は観測井を設置し、においや色等の官能試験の実施、電気伝導率やpH等の簡易な項目の現場観測、ガス検知管や簡易試験法による分析、土壌水分計による水分量の現場観測、油漏れの検知等 ② 流量(又は貯蔵量)の変動を計測するための設備 → 水位計等による貯蔵量の測定、流量計による流量の測定等</p>	B基準 (トレンチ中に設置する場合) (規則附則第4条第2項)	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
	C基準	配管等を地上に設置する場合	<p>目視等による点検を実施。目視が困難な部分も可能な限り配管等全体について目視等を行う。 この段階で、配管等の位置関係、設置時期や材質、更新の必要性等について改めて調査整理を行っておくとともに、それらの情報を踏まえ配管等の脆弱な部位を想定することが重要</p>	C基準 (規則附則第8条)	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
		配管等を地下に設置する場合	A基準と同様		配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。
<p>トレンチが土のままの構造等は地下浸透の対策が十分でないと判断できる。</p> <p>配管の内部にコーティングしたり、既設配管中に管を通し二重構造とし、必要に応じ、併せて漏えい等を確認できる設備を設ける。</p>			<p>人が入ることが難しい設備と壁面の隙間に配管等が設置されていて、日常点検や補修等が容易でない場合等を想定。 目視で確認できる措置を工夫し、施設の設置状況を踏まえつつもA基準にできるだけ近い措置をとる。 A基準と比較して日常点検が容易でないため、定期点検の頻度を高めて対応する。</p> <p>漏えい等を検知するための設備の適切な配置 → 設備の近傍で有害物質を含む水を検知できる設備。採水のための検査管又は観測井、ガス採取管、検知用のセンサー(土壌水分計等)等。 ② 流量(又は貯蔵量)の変動を計測するための設備 → 液面の変動測定の設備(水槽や貯蔵タンクの場合)、流量の変動測定のための設備(配管の場合)。液面計、流量計、堰による測定。</p>	B基準 (規則附則第4条第2項)	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
<p>ハイ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>			B基準 (規則附則第4条第2項)	講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数	点検の頻度:1週間~1月に1回以上	

点検の頻度:1週間~1月に1回以上

④ 排水溝等(排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備)

		構造等		点検		
基準ランク				基準ランク	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	A基準 (規則第8条の5)	次のいずれかに適合すること。		A基準 (規則別表第1)	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年(排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、3年)に1回以上行う場合にあつては、3年)に1回以上
		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 次のいずれにも適合すること。</li> <li>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</li> <li>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</li> <li>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</li> </ul>				
			二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	A基準 (規則第9条の2の2)	講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数	点検の頻度: 1週間～1月に1回以上
	B基準 (規則附則第5条第1項)	次のいずれかに適合すること。		B基準 (規則附則第5条第2項)	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</li> </ul>				
			二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	B基準 (規則附則第5条第2項)	講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数	点検の頻度: 1週間～1月に1回以上
C基準	A基準と同じ考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 配管等(地下設置)のB基準の考え方(P. 4)と同じ。 ただし、観測井における地下水質(対象有害物質)の継続的な監視を行う場合は、漏えい等の有無の点検頻度が3月に1回以上となる。</li> </ul>		C基準 (規則附則第8条)	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1月に1回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>二 諸般の事情から構造等に関する基準の適合の猶予期間の3年を超えても構造等を変更できない場合にやむを得ず点検内容を厳しくすることにより対応する。</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 配管等(地下配管)のA基準と同じ考え方</li> </ul>				

⑤ 地下貯蔵施設

	構造等		点検		
	基準ランク		基準ランク	点検を行う事項	点検の回数
地下貯蔵施設	A基準 (規則第8条の6)	次のいずれかに適合すること。			
		<p style="text-align: center;">貯蔵タンク部分をコンクリートで覆う構造、下部に漏えいした水を一時保留できる構造等</p> <p style="text-align: center;">配管等(地下配管)のA基準と同じ考え方</p> <p>一次のいずれにも適合すること。                      イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。                      ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。                      ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p style="text-align: center;">地下迷走電流の発生等に伴う腐食にも注意</p> <p style="text-align: center;">創意工夫や技術の進展等によって、「同等以上の効果を有する措置」として認めることができる。</p>	A基準 (規則別表第1)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月)に1回以上行う場合にあつては、3年)に1回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	A基準 (規則第9条の2の2)	講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数		
		次のいずれかに適合すること。			点検の頻度:1週間~1月に1回以上
地下貯蔵施設	B基準 (規則附則第6条第1項)	一次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	B基準 (下欄を除く場合のみ) (規則附則第6条第2項)	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月)に1回以上
		二次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	B基準 (左記の二及び三(二と同等以上に限る。)に適合する場合のみ) (規則附則第6条第2項)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	B基準 (左記の三(一と同等以上に限る。)に適合する場合) (規則附則第6条第2項)	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月)に1回以上	
	C基準	一次のいずれにも適合すること。 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設の内部の水の水位の変動の確認による方法又はそれと同等以上の内容の点検を行う。	C基準 (規則附則第8条)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

## ⑥ 使用の方法

使用の方法	点検
	点検を行う事項・点検の回数
次のいずれにも適合すること。(規則第8条の7)	規則第9条の2の2第2項、規則附則第8条第2項
<p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>第8条の7第1項第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行う。</p> <p>(管理要領が定められていないものに係る新法第14条第5項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成27年5月31日までの間は、新規則第9条の2の2第2項中「第8条の7第1項第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。)</p>

・既存の従業員の作業手順や施設・設備の運転手順をベースとして、有害物質の漏えい・地下浸透の防止の観点から必要な追加・修正を行うことが考えられる。

・取り扱っている有害物質の性状や毒性、作業や施設の特性を踏まえて、地下浸透につながるおそれのあるケースと対策の整理を基に、「使用の方法」の規定への対応が適切になされているかに関する「チェックポイント」を明らかにする。

・定期点検では管理要領からの逸脱の確認や管理要領に基づく頻度の設定が必要であることから、使用の方法として規定した事項に対する定期点検の方法及び頻度についても設定する必要がある。その際、上記の「チェックポイント」を活用して規定する。